

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

多良木町長 吉瀬 浩一郎

市町村名 (市町村コード)	多良木町 (43505)	
地域名 (地域内農業集落名)	槻木地区 (上槻木、下槻木)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月4日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地区内に認定農業者等がおらず、新たな中心経営体も1名である。条件の悪い農用地が多く、担い手の確保が懸念される地域である。

地域に認定農業者等はおらず、水田や樹園地の利用を新たな中心経営体1経営体だけで担うのは困難であるため、地域全体で担っていく必要がある。山間部で条件の悪い農地が多いため、新たな担い手の確保は困難であると思われる。山間部に適した農産物を模索しながら、現状を可能な限り維持していく。

・主な作物等: 水稲、果樹

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域に認定農業者等はおらず、水田や樹園地の利用を新たな中心経営体1経営体だけで担うのは困難であるため、地域全体で担っていく必要がある。山間部で条件の悪い農地が多いため、新たな担い手の確保は困難であると思われる。山間部に適した農産物を模索しながら、現状を可能な限り維持していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	35 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	35 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業農用地域の農地及び周辺の農地上の利用が行われる区域と、その区域と住宅地または、林地との間にあるなど、集積・集約化が難しい農地は保全・管理を行う区域として設定していく。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・山間部で農地が点在しているため、可能なかぎり集約化を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・可能な限り農地中間管理機構を活用し、集約を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
・山間部で農地が点在しており、大規模な基盤整備は難しいため、必要に応じて農地整備を図る。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・移住など他地域からの参入者があった場合に備えて、適切な農地の維持管理を行い、参入しやすい環境を整える。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・必要に応じて、他地域の作業受託組合等に農作業の一部を委託し、地域全体の農業経営を維持することで、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

①関係機関が連携し、効果的な鳥獣被害対策を実施する。

②有機肥料を活用し、環境負荷を軽減させるなど、環境に配慮した持続可能な農業経営を推進する。

⑦外部人材などを活用しながら、農地や景観の保全を図る。